

令和5年度東栄町住民税非課税世帯支援給付金（追加）支給事務実施要綱

令和5年度東栄町住民税非課税世帯等支援給付金支給事務実施要綱（令和5年東栄町訓令第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、物価・賃金・生活総合対策として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響を踏まえ、特に家計への負担感が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、物価高騰による負担を軽減するための支援措置として実施する、令和5年度の住民税非課税世帯に対する臨時給付金（住民税非課税世帯支援給付金（追加））に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 東栄町住民税非課税世帯支援給付金（追加）（以下「本給付金」という。）は、前条の目的を達するために、東栄町によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 本給付金の支給対象者は、令和5年12月1日（以下「基準日」という。）において、東栄町の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて東栄町の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は特段の事情により町長が支給対象として認める者のある世帯の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯、令和5年1月2日以降に海外から転入した者のみで構成される世帯は、支給要件を満たさないものとする。

（支給額）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する本給付金の金額は、1世帯につき7万円とする。

（受給権者）

第5条 本給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者））

2 配偶者又はその他親族からの暴力等を理由に避難している者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

（支給の方式）

第6条 町長は、第3条第1項に該当する者に対し、本給付金の支給の申込みを行う。次項第1号に該当する方式による場合は、本給付金の振り込み等の案内をするものとする。

2 町長は、前項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、本給付金を次の各号に掲げる方式のいずれかにより、支給対象者に支給する。この場合において、第3号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること、その他第1号及び第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

（1）住民税非課税世帯等生活支援給付金支給口座振込方式 東栄町住民税非課税世帯等生活支援給付金事業（以下「3万円の給付」という。）に基づいて支給された給付金振込時の指定口座に振り込む方式

（2）指定口座振込方式 本給付金の支給決定までに、支給対象者が町に住民税非課税世帯生活支援給付金（追加）支給要件確認書（様式第1号）（以下「確認書」という。）を提出し、町が当該申請を受けた指定口座に振り込む方式

（3）窓口現金受領方式 申請者が前号による申請を郵送により又は町の窓口において町に提出し、町が当該窓口等で現金を交付することにより支給する方式

3 町は、前項第1項の振り込みによる場合、令和5年度の市町村民税均等割が非課税である世帯として、3万円の給付をした世帯であって、令和5年6月1日から基準日までに当該世帯に転入した者がいないこと等第2条に規定する支給要件を満たすことを確認できる世帯として町長が別に定めるものに対し、給付金の支給の申込みを行う。

4 第2項第1号に規定する支給対象者は、町から支給の申込みを受けた場合において、その受給を望まないときは、住民税非課税世帯生活支援給付金（追加）受給拒否の届出書（様式

第2号)により、支給口座の変更を申し出るときは確認書により、町に届出を行うことができる。

5 町長は、別に指定する日までにおいて、前項の規定による届出がないときは、速やかに支給を決定し、当該支給対象者に対し、給付金を支給する。

6 町長は、第4項の規定による届出の際、公的身分証明書の写し等を提出させ又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者

2 代理人が確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出する。また、この場合、町は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 町は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、町長が別表に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請期限)

第8条 確認書による本給付金の申請受付開始日は、令和6年2月16日とする。

2 確認書の提出期限は、令和6年5月16日とする。

(住民税非課税世帯等支援給付金の支給等に関する周知等)

第9条 町長は給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の確認書等の提出期限までに第6条の規定による確認書等の提出が行われなかった場合、支

給対象者が本給付金の受給を辞退したものとみなす。

- 2 町長が第6条の規定による確認書等を受理した後、又は支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正の手段により本給付金の支給を受けた者に対しては、支給をした金額の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月11日から施行する。

この要綱は、令和6年12月31日限り、その効力を失う。

別記（第5条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が東栄町に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の本給付金については、町から支給する。

- ① 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において東栄町に住民票を移していない者
- ② 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- ① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。
- ② 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取り扱う。

- ③ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっているこ

と。

- ④ ①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の(1)から(6)までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））及び(6)における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、東栄町における申請・受給権者とする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。（2）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が執られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が執られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になったことに伴い、2月

以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第373号）第16条第1項第2号の規定により入所措置が執られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）

(6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、東栄町に住民基本台帳に記録されている者については、東栄町における申請・受給権者とする。

(1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法（平成24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措

置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、東栄町において住民基本台帳に記録されたときは、東栄町における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると東栄町に申し出た者について、無戸籍者として把握していることを町長が相当と認めるときは、東栄町における申請・受給権者とする。

別表（第7条関係）

代理人	代理権を確認するための書類等
受給権者の属する世帯の世帯構成者 (基準日時点)	不要
法定代理人（親権者、未成年後見人）	・被後見人（子）の戸籍謄本
法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人）	・成年後見人制度に基づく登記事項証明書の写し
以下は受給権者本人による申請が困難な場合で、かつ、代理が当該受給権者のためであると認められる場合、代理申請できる。	
別世帯の親族	・戸籍謄本等（受給権者との関係が分かるもの）
福祉施設の職員（老人福祉施設、児童福祉施設及び身体・知的・精神障害者施設）	・施設の職員であることが確認できるもの ・受給権者が施設に入所していることが確認できるもの
里親	・措置決定通知書の写し
民間支援団体の職員（DV等避難者）	・民間支援団体の職員であることが確認できるもの ・受給権者との関係が分かる書類
弁護士（留置施設・刑事施設に留置・収容されている未決拘禁者）	・弁護士であることが確認できるもの ・世帯主と交わした契約書等